

## 歳入

市税	地方税法、条例により市民や市内の企業から徴収する税で、主要な収入源となっています。
地方譲与税	法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されている税です。
利子割交付金	預貯金の利子等に課税される県民税利子割について、その5分の3相当額（事務取扱費を除く）が、市町村に対して、当該市町村の個人県民税額で按分して交付されるものです。
配当割交付金	一定の上場株式等の配当等に課税される配当割について、その5分の3相当額（事務取扱費を除く）が、市町村に対して、当該市町村の個人県民税額で按分して交付されるものです。
株式等譲渡所得割交付金	源泉徴収を選択した特定口座における株式等譲渡所得等に課税される株式等譲渡所得割について、その5分の3相当額（事務取扱費を除く）が、市町村に対して、当該市町村の個人県民税額で按分して交付されるものです。
法人事業税交付金	法人事業税額の100分の7.7相当額が、市町村に対して、従業者数で按分して交付されるものです。
地方消費税交付金	地方消費税額について、都道府県間で清算した後の金額の2分の1相当額が、市町村に対して、国勢調査人口及び従業者数で按分して交付されるものです。
環境性能割交付金	自動車税環境性能割に一定の率（100分の95）を乗じて得た額の100分の43相当額が、市町村に対して、道路の延長及び面積に按分して交付されるものです。
地方特例交付金	国の施策である恒久的な減税等により、市税の減収が生じますが、その一部を補てんするために国から交付されるものです。
地方交付税	国税（所得税、法人税、酒税、消費税）の一定割合及び地方法人税を基本に、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、地域に係わらず一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が交付するものです。財源不足団体に対して交付される「普通交付税」と普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付される「特別交付税」とに区分されます。
交通安全対策特別交付金	交通安全施設の設置等に充てるため、道路交通法により納付される交通反則金の一部が交付されるものです。
分担金及び負担金	市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。保育所の保育料などが該当します。

使用料及び手数料	<p>使用料は公共施設などの利用の対価として徴収するもので、市営住宅家賃、各施設の使用料などがあります。</p> <p>手数料は市が特定の者に提供するサービスの対価として徴収するもので、住民票の写しや印鑑登録証明の発行手数料などがあります。</p>
国庫支出金	<p>国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法によって国に負担する義務のある国庫負担金（生活保護費負担金など）</li> <li>・ 奨励的、財政的援助的な国庫補助金（公立学校施設整備費等補助金など）</li> <li>・ 本来国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の国庫委託金（国勢調査委託金など）</li> </ul> <p>に分類されます。</p>
県支出金	<p>県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類されます。</p>
財産収入	<p>財産運用収入は市が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産貸付収入と、基金から生ずる運用収入である利子及び配当金があります。</p> <p>財産売払収入は市が所有する土地や物品の売払いにとりなう収入です。</p>
寄附金	<p>市民などから受ける金銭による寄附です。用途を特定されない一般寄附金と用途が指定される指定寄附金があります。</p>
繰入金	<p>市の他会計や基金（貯金）からの繰入金で、主なものに財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れる財政調整基金繰入金があります。</p>
繰越金	<p>市の決算剰余金（歳入決算額から歳出決算額を差し引き、そこから翌年度に繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したもの＝実質収支）を翌年度に繰り越して使用するものです。剰余金のうち2分の1以上を財政調整基金に積立て、残りを前年度繰越金とします。</p>
諸収入	<p>上記及び市債以外の収入を計上する科目で、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。</p>
市債（地方債・起債）	<p>市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもので、いわゆる市の借金です。</p>